

令和7年度（第64年度）

事業計画・収支予算書

（ 自 令和7年 4月 1 日から
至 令和8年 3月 3 1 日まで ）

一般社団法人 **中央酪農会議**

目 次

1	令和7年度（第64年度）事業計画書	1
2	令和7年度（第64年度）収支予算書	15
3	中央会員別会費の額及び徴収方法	21
4	地方会員別会費の額及び徴収方法	22

令和7年度（第64年度）事業計画

I わが国の酪農等をめぐる情勢

1 国内外経済の動向

- (1) 令和6年度の世界経済は、インフレの継続や金融引き締めによる景気後退懸念、地政学リスクの高まりやエネルギー価格の変動など、不確実性の高い状況が続いた。先進国では、インフレ抑制を優先した金融政策により景気が減速傾向にあり、一方、新興国では資源価格の高騰や輸出の増加を背景に比較的堅調な成長が見られた。
- (2) 国内経済においては、約30年ぶりの高水準の賃上げや省力化投資を中心とした設備投資の増加もあり、デフレ脱却の動きが進んだ。一方、賃金上昇が物価上昇に追いついておらず、個人消費は伸び悩んだ。これらをインバウンド需要の回復が一定程度下支えしたものの、景気の先行きは不透明感が漂っている。

2 酪農経営をめぐる情勢

- (1) 令和6年度は、流通飼料をはじめ生産資材の価格が高止まりし、酪農経営が圧迫される厳しい経営環境が継続する中、指定団体の受託農家戸数の減少率は引き続き高い水準にあり、10月に初めて1万戸を割り込んだ(直近1月時点で9,809戸)。今後、短期的には最需要期の生乳不足や、中長期的な国内生乳生産基盤の更なる縮小など、将来の生乳の安定供給が懸念される状況にある。
- (2) こうしたなか、令和7年2月には加工原料乳地帯である北海道において、同年6月からの乳製品向け乳価の引き上げが公表された。

3 酪農政策の動向

- (1) 5月29日、通常国会において食料安全保障の確保等を基本理念とする『食料・農業・農村基本法』改正法が成立し6月5日に公布・施行され、第一章「総則」において、「食料の合理的な価格の形成」が盛り込まれた。また、食料の生産から消費までの関係者からなる「食料システム」が新たに位置づけられ、その関係者により「持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」とされた。
- (2) 政府は6月12日、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部の会合を開

- き、「新しい資本主義に基づいた農林水産・食品分野の政策の全体像」及び「食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方」について議論し、食料・農業・農村基本計画の策定に向けた作業着手、食品の価格転嫁を促すための法制化に向けて令和7年中の国会への法案提出等を決定した。
- (3) 農林水産省の「適正な価格形成に関する協議会」においては、法案提出に向け実効性のある制度構築が必要とし、「飲用牛乳WG」において引き続き、これまでの検討を踏まえ、コスト指標の作成やその活用方法等に係る議論を深めていくこととなった。
- (4) 農林水産省は、畜産部会において次期酪肉近代化基本方針の策定に向け継続的に協議を実施してきた。これまでの状況変化を①生乳や牛肉の需給緩和による脱脂粉乳の過剰在庫の発生や枝肉・子牛価格の低下、②資材やエネルギー価格の高騰等による飼料費を始めとした生産コストの上昇・高止まり、③環境や持続性に配慮した畜産物生産の必要性の高まりとし、目指す方向性として、①生乳や牛肉の需要に応じた生産の推進による需給ギャップの解消、②従来の生産手法の見直しを含む生産コストの低減・生産性の向上、③国産飼料の生産・利用の拡大を通じた輸入飼料依存度の低減、④環境負荷低減などの取組の推進、と整理した。引き続き畜産部会で本文案等について協議し、3月下旬に答申を行う予定となっている。生産者団体では、次期酪肉近代化基本方針に係る生産数量目標について、増産型の目標数量になるよう要請を行ってきている。
- (5) 農林水産省は4月1日、畜安法について、需給緩和時における生乳取引の安定を図る観点から、施行規則第19条で定める指定事業者が取引の申し出を拒める正当な理由に、「翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に早期の申出の期限を設定することが可能」となるよう省令を改正した。また、かねてから課題となっていた需給調整を巡る系統・系統外の公平性の確保に関しては、令和7年度から一部補助事業を対象に「生乳需給安定クロスコンプライアンス」を導入することとした。
- (6) 農林水産省において令和5年11月から開催されている「生乳の需給等に係る情報交換会」は、令和6年度も継続して開かれ、指定団体及びその他の主要な生乳流通事業者の間で不需求期を中心とした生乳需給安定のための取組み等について意見交換がなされている。
- (7) 農林水産省の「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」では、10月に中間的総括を公表し、異常補てんの財源が不足する場合の対応や上限単価の設定については各基金が個別判断できることなどの運用改善が示された。

4 生乳生産及び需給動向

- (1) 生乳生産は、夏季の酷暑や前年度猛暑による分娩のずれなどの影響があったものの、通年で3年ぶりに前年を上回る結果となった。令和7年度は、後継牛頭数の減少等から夏以降減産傾向に転じ、年間では7, 241千t（前年比99.2%）の見通しとなっている。
- (2) 令和6年度の飲用等向け需要について、牛乳類は令和5年8月の飲用向け乳価改定から一巡して以降、概ね前年並の水準で推移したが、乳飲料や成分調整牛乳の伸び悩みもあり通年では前年割れとなった。一方、はっ酵乳はここ数年減少傾向が続いていたが、乳業各社の販売強化などにより前年を上回った。飲用等向け需要全体としては、下げ止まる傾向にあり、令和7年度は、3, 890千t（100.3%）の見通しとなっている。
- (3) 令和6年度の生乳需給は、生乳の増産と飲用等向け需要の減少等により、脱脂粉乳・バター向け処理量は増加した。脱脂粉乳需要は引き続き低迷しているが、在庫対策の効果により期末在庫量は概ね適正水準に収まる見通しとなっている。令和7年度の季節的な生乳需給について、需要期は逼迫、不需要期の乳製品向け処理量は減少するなど、一定程度、需給が改善される見込みとなっている。年間の脱脂粉乳・バター等向け処理量は、生乳の減産と飲用需要の下げ止まりにより6年度実績を下回る見込みとなっているが、期末の乳製品在庫量について、脱脂粉乳は増加（114.9%）、バターは減少（90.3%）し、無脂乳固形分及び脂肪分需要の格差が引き続き需給上の課題となっている。しかし、令和8年度も乳牛頭数の減少が見込まれており、中期的な視点も含めた乳製品需給の対応を検討する必要がある。
- (4) こうした状況下、酪農乳業界では、不測の事態等による需給変動に迅速に対処できる準備を業界協働で構築するため、「酪農乳業需給変動対策特別事業」を令和7年度に創設する方向にある（農水省が進めるクロスコンプライアンスにおける全国協調への取組に位置づけられる事業）。
- (5) また上記需給見通しは、乳価改定の影響を考慮していないため、改定による需給への影響も注視していくとともに、厳しい経営環境の中で増産できる環境を実現するための取組を併せて構築していくことも重要となっている。

5 生乳の受託販売組織等の動向

- (1) 酪農家戸数が引き続き減少する中での指定団体を中心とした生乳の受託販売組織の機能強化は、その重要性を増している。また、集送乳事業に関しては、運転手不足や燃料価格の上昇等が生じるなかで、改正物流効率化法が5月に公布され令和7年4月以降に順次施行される予定となってい

- る。以上を踏まえ、引き続き業務推進計画の着実な実行、畜安法、農協法をはじめとする法令・規制を踏まえた適切な組織運営が求められている。
- (2) 指定団体の品質管理体制に関しては、持続的社会的な実現に向けた取り組みへの生活者の関心の高まりや、国による「みどりの食料システム戦略」の策定・推進等、生産現場において新たに求められる対応の負担等について十分に留意する必要がある。

II 令和7年度事業計画の基本的な考え方

上記の酪農等を巡る情勢を踏まえ、令和7年度の本会議事業については、以下の基本的な考え方に基づき実施する。

1 事業実施に当たっての重点事項

酪農家が『誇り』、『やりがい』、『夢』を持てる酪農産業を確立できるよう、酪農経営や生乳需給の状況、農林水産省での各種制度の検討動向等を注視しつつ、以下により事業を実施する。

(1) 生乳需給安定化対策

酪農経営をめぐる環境や生乳需給、改正食料農業農村基本法の下での政策展開等が不透明ななか、令和7年度は引き続き単年度の需給安定化対策を実施する。

酪農家が意欲を持って生乳生産に取り組めるよう、国内市場への供給は国産牛乳製品で行う（義務分以上の乳製品輸入を招かない）ことを基本とした出荷目標数量を設定する。

また生産者団体として、中長期的な視点に立った生乳の安定的な生産を支えするため、不測の事態等による需給変動に迅速に対応する全国協調の取組（酪農乳業需給変動対策特別事業）へ参画する。

(2) 指定団体の組織機能強化・流通対策

- ① 酪農経営の動向を注視し、定期的に生乳生産コスト等に関する調査・分析・情報提供を行う。また、国で検討が進められている「合理的な価格形成」や、新たな「酪肉近代化基本方針」について、状況を注視しつつ生産者団体として適宜必要な対応を講ずる。

② 指定団体の機能強化に関しては、受託戸数の減少が深刻になるなか、指定団体の要望等も踏まえながら支援を講じる。また、令和7年度以降に順次施行される改正物効法に係る荷主事業者における規制的措置を踏まえ、指定団体の集送乳事業の対応への支援等を行う。

③ 指定団体の品質管理体制支援は、国産生乳の安全性を一層担保していくための取り組みを実施するとともに、酪農家の利便性や指導組織の業務効率化等の観点からの記帳・記録の保管に係る電子化の検討、みどりの食料システム戦略等を踏まえた対応について、適宜必要な対応を講ずる。

(3) 酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

厳しい経営環境が続くなか、流通関係者も含めた業界内外への情報の発信に努め、生産コストの上昇に対する価格転嫁や、適正価格での消費がなされる環境づくりを重点事項として取り組む。

また、広く社会に情報が行き渡るよう、対象者別に適切な媒体設定を行う。

2 予算及び事業執行体制

(1) 事務局体制と財源

公募事業等の業務量の拡大に対応するため、嘱託・派遣を含めた要員確保と、正職員の適正配置を基本に円滑な業務体制を確立する。

組織運営は、引き続き経費節減の徹底を前提に、会費は現行水準、また脱脂粉乳在庫調整保管対策は終了し、酪農乳業需給変動対策へ参加することとし、賦課金は減額する。さらに公募の補助事業に応募し、事業の活用により収支均衡を図る。

理解醸成等の活動は、引き続き、公募事業等の有効活用と、さらなる効率化並びに事業の重点化を図り、生産者負担が軽減されるよう努め、節減となった賦課金は、災害対応の執行状況を踏まえつつ返還などの対応を講ずる。

(2) 事業実施に係る留意点

酪農情勢や本会議事業について、抛出者（酪農家）の理解が得られるよう丁寧な情報の提供・開示に努めるとともに、機会を捉え、本会議役職員が直接説明をするなどの丁寧な対応を行う。

会議・研修会等の開催は、参集とウェブを組み合わせたハイブリット開催を基本に、参集・WEBそれぞれを合理的に組み合わせ効果・効率の最大化を図りつつ運用をする。

Ⅲ 具体的な事業実施内容

1 生乳需給安定化・生産基盤対策

(1) 国際交渉等への対応

国による経済連携協定の推進は、中長期的には、国内の生乳生産や牛乳乳製品需給に悪影響を及ぼすことが想定される。政府主導による各国との経済連携の動きは今後も継続されて行くと見込まれるため、適宜、交渉動向の把握・情報提供に努めるとともに、全国連組織と連携し適切な対応を講ずる。

併せて、新たな「酪肉近代化基本方針」に基づく適切な政策対応が行われるよう取り組む。

(2) 生乳需給安定化対策の実施

① 令和7年度生乳需給安定化対策の実施

令和7年度は引き続き単年度の需給安定化対策を実施することとし、従来の中期（3年間）需給安定化対策については、次年度以降に改めて検討する。

酪農家が意欲を持って生乳生産に取り組めるよう、国内市場への供給は国産牛乳乳製品で行う（義務分以上の乳製品輸入を招かない）ことを基本に、加工原料乳生産者補給金制度に基づく年間販売計画数量を精緻化のうえ、指定団体別の出荷目標数量とし、その総量を全国の出荷目標数量とする。

全国の出荷目標数量がバターベース需要量を下回った場合、需給動向を踏まえつつ、必要に応じて増産対策を検討することとし、バターベース需要量を上回った場合の乳製品の取扱いは、全国協調の取組の枠組で適切な対応を講ずる。

また業界協働の新たな仕組みとなる全国協調の取組（酪農乳業需給変動対策特別事業）へ参画することとし、令和7年度の対応（事業の発動）等については、中期的視点も含めた生乳の需給動向等も踏まえつつ、慎重な検討を行う。令和4年度以降、参画してきた在庫対策（酪農乳業在庫調整特別対策事業（抛出金単価：0.35円/kg））は終了することとし、未使用額は令和6年度事業実績の確定後に返還する。

なお価格改定や自主流通生乳の生乳需給への影響等が不透明なため、適

宜、期中に需給安定化対策の進捗管理、対応策の実務的な検討等を行う。
さらに、適切な輸入枠の設定・運用が行われるよう、政府への働きかけを行う。

② 令和8年度以降の生乳需給安定化対策等の検討・策定

酪農経営を取り巻く環境の変化や食料安全保障の確保に係る国内外の牛乳乳製品市場等の動向等を踏まえ、8年度以降の生乳需給安定化対策等について、適宜、必要な検討を行う。

(3) 生産基盤対策等の実施

公募可能な補助事業への積極的な応募・実施を通じ、長命連産性の向上、カウコンフォートに資する取り組みや暑熱対策等の需要期に対応した取り組みを支援する。

また、先進事例・知見等の情報の収集・提供により、対策の成果向上を図る。

2 指定団体の組織機能強化・流通対策

(1) 生乳取引交渉等支援

指定団体の生乳取引交渉を側面から支援するため、酪農経営及び牛乳乳製品市場に係る動向を収集・分析のうえ、必要な情報提供等を実施する。また、試算方法等については、食料安全保障の確保のための国内生産基盤の維持・強化に向けた再生産可能な経営環境の整備及び過年度の実績等による検証を踏まえた必要な修正を行う。

合理的な価格形成の仕組みについては、国会での審議及び農水省での議論を注視し、価格改定に伴う需給変動リスクへの対応も含めて生産者の意見を反映していくとともに、必要な情報の収集・分析・検討を行う。さらに実態に即した補給金単価・集送乳調整金及び酪農対策等が講じられるよう指定団体・全国連等と一体となった対応を実施する。

(2) 生乳受託販売体制構築支援

指定団体の組織、需給調整機能の強化、運営への支援、受託販売に係る法務面などの課題に関する専門的な対応、指定団体の要望に応じ受託農家戸数が減少するなかでの機能強化の支援を行うと共に、国の通知に基づく指定団体の生乳受託販売業務の合理化に係る業務推進計画が、円滑に推進されるよう補助事業によるクーラーステーションの再編整備や乳質検査機械・システム等の導入等への支援等を実施する。

また、政府による現行畜安法に係る需給対応の不公平感の是正に向けた運用改善、令和7年度以降に順次施行される改正物効法に係る荷主事業者における規制的措置を踏まえた指定団体の集送乳事業の対応への支援等を行う。

(3) 指定団体の品質管理体制支援

① 生産現場における安全・安心確保の取り組みへの支援

業界関係者による全国協議会等を軸に、以下の安全・安心確保のための取り組みを継続実施し、安定的な生乳取引に資する。

ア. 生産現場における生乳生産管理マニュアルにおける管理基準に沿った生乳生産と「記帳・記録の保管」の徹底及び生乳への農薬等の残留事故防止のための取り組みへの支援

イ. Jミルクと連携した生乳の安全性の確認検査（ポジティブリスト制度に対応した農薬等及びアフラトキシンM1の定期的検査等）の実施。

また、記帳・記録の保管に用いる生乳生産管理チェックシートについては、酪農家の利便性や指導団体の業務効率化等の視点から、電子化に係る検討を行う。

さらに、「持続的社会的実現に向けた取り組み」への生活者の関心の高まりや、みどりの食料システム戦略等を踏まえ、必要な対応を講ずる。特に、国が令和5年に新たに取りまとめた畜種毎の飼養管理指針の取組状況に関するモニタリング調査の結果等を踏まえ、アニマルウェルフェアに関する情報収集及び対応検討等を行う。

加えて、海外からの入国者数が増加し、家畜伝染病の発生リスクが高まる中、ランピースキン病の発生や他畜種で伝染性疾病が発生・まん延している状況を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守を基本に、生産現場での防疫対策等に関する情報収集や啓発等を行う。

② 指定団体における生乳流通に係る品質管理体制の構築支援

生乳の風味変換事案を踏まえ、関係団体や大学の調査研究とも連携して知見を収集し、生乳の風味の安定に係るバランスの取れた飼料設計や適切な飼養管理の重要性についての啓発・普及を継続する。また、HACCPに沿った衛生管理の制度化や生乳生産段階における認証制度の拡大等の安全・安心への関心の高まりを踏まえ、必要な対応を行う。また、流通段階等での品質管理体制向上等の取り組みについて、必要な検討・支援を行

う。

- ③ 上記の円滑な取り組みを推進するため、担当者や生乳検査施設の技術者等の情報交換等を通じ、課題の把握並びに、必要な対応の検討を行う。

また、酪農家及び生産者組織等、マスコミ、流通関係者、生活者などに対し、指定団体を通じた生乳流通における品質管理の優位性等に係る積極的な情報発信・提供を行う。

3 酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

(1) 酪農理解醸成等事業

① 酪農就農支援等事業

新規就農プラットフォームについては、WEBサイトを通じて、新規就農希望者が活用しやすい情報の提供に取り組む。引き続き、関係団体とも連携し、地域の継承希望農場や活動等に関する情報を収集・整理し、就農時に必要な情報などを得やすくする取り組みを行う。

② 中央情報発信事業

酪農の現状や、酪農家の思いを伝えていくと共に、国内酪農業及び指定団体が行う生乳受託販売事業等への理解者・応援団の拡大が図られるよう事業を実施する。特に、生活者と地域の酪農家の距離を近づけるため、各地域の交流活動を活性化させるための支援や、参加を促す取り組みを実施する。また、社会的課題として消費者から関心が寄せられる脱炭素社会やアニマルウェルフェア等の発信に努める。

ア 酪農家（関係者）対応

酪農家が誇りをもてるよう、酪農が持続可能な社会の実現に資すること等、酪農の社会的価値について、各種媒体等を通じ啓発・普及を行う。また、生乳需給等酪農情勢や、指定団体の必要性を訴求するほか、現行の畜安法下での契約やその運用の法的課題、広報に際しての危機管理等に対する専門的対応を行う。

イ 生活者（流通）対応

オリジナル酪農専門誌「ミルククラブ」を発行し、生乳需給の状況や特性、酪農家や指定団体等関係者の努力のほか、酪農の果たす役割や魅力、価値等について発信する。牧場、生産者組織、公共の図書館や学校、教育関係者等への送付に加え、量販店等のラックにも設置す

る。

また、令和6年度に創刊した量販店の担当者向け冊子「牛乳のコト」を継続して発行し、売り場の担当者が、酪農や牛乳乳製品の価値を理解し、牛乳乳製品のサプライチェーンの一員であることを自覚してもらい、生活者への理解醸成の一翼を担ってもらえるよう努める。

さらに、記者懇談会の実施やリリースの発信等、マスコミに向けた情報発信を強化し、酪農等に関する正確な情報が世間に共有されるよう努める。

③ 地域実践支援事業

ア 「酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する」ことを目的に、酪農教育ファームファシリテーターが学校や教育現場等と連携しながら「酪農教育ファーム活動」を実施し、酪農及び生乳の特性や重要性及び酪農家の生き方等を生活者に直接伝えることで、国内酪農の理解者・応援団の拡大等に繋げる。

令和6年度に酪農教育ファーム専門委員会で検証してきたファシリテーターの更新等の認証制度について、全国の酪農教育ファーム推進委員会の結果を踏まえ、令和8年度からの新認証制度へ移行するため、7年度は制度の猶予期間とし、新認証制度の周知徹底を図る。

並行して、現行の認証制度及び推進体制の下、飼養衛生管理基準の遵守及び感染症防疫マニュアルをはじめ、アニマルウェルフェアに配慮した酪農教育ファーム活動を現場で徹底しつつ、学校関係者や消費者などを交えた研修会等の開催、本会の媒体による関係者への情報発信や活動の啓発普及用チラシの制作等を行う。

イ 酪農が地域で存続していくために、「酪農教育ファーム活動」等酪農家自ら実践する牧場を核にした消費者コミュニケーション活動や、地域の後継者世代の酪農家同士や、酪農家と就農を希望する又は酪農に関心を示す学生等との交流活動等に対する支援を行う。

④ WEBを活用した情報発信等

本会議が入手・取りまとめ・分析等を行った各種調査・情報を集約して提供するほか、一般及び組織関係者に対して、酪農経営の実態及び指定団体の機能や指定団体が果たしている社会的な責任に関する情報を分かりやすく伝えていくことを基本に、HPへの情報掲載・メルマガの配信、プレスリリース・報道用資料の作成・提供など、きめ細かな情報発信を行う。

⑤ 国産ナチュラルチーズの振興

独立行政法人農畜産業振興機構の「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）」を活用し、チーズ向け生乳の生産拡大及び酪農家等を対象としたチーズ製造に係る衛生管理・技術の向上、販路拡大を図るため、2年に一度開催しているオールナショナルナチュラルチーズコンテストを企画・開催する。

⑥ 災害対応事業

生活者への理解醸成を図る上で、生乳が安定供給されていることが前提となることから、多発する自然災害による被災からの迅速な回復に資する取り組みを後押しする必要がある。このため、予め、理解醸成事業の事業費の一部（6年度の繰り越し分及び7年度の予算からの充当分）を積み立て、激甚災害で被災した酪農家に対する見舞金を指定団体に対して支払う。

⑦ 放射性物質・風評被害対策

東北及び北関東産生乳に対し行政が行う乳のモニタリング検査の実態を踏まえつつ、平成23年度の当該事業予算の繰越額と本会議へ返金のあった東電からの賠償金の範囲内で生乳の自主検査への支援を継続する。なお、支払いを受けた賠償金について、抛出分の返還を求める指定団体には速やかに対応する。

（2）牛乳定着化・地域支援事業

平成22年度から実施の「MILK JAPAN」運動のコンセプト（スローガン：牛乳が日本を元気にする、メインターゲット：母親、訴求テーマ：JAPAN MILK [=国産牛乳]、オリジナルキャラクターの活用）を基本に、指定団体が生産現場に近い強みを活かして独自に展開する理解醸成活動等を支援することにより、国内酪農の理解者と応援者の拡大等を図る。

① 地域での草の根運動の支援の他、中央情報発信事業と連動した情報発信や、酪農及び牛乳のファンを広げ消費に繋がるような企画等を通じ、情報拡散を図る。

② 地域で活用できる酪農理解醸成のための共通ツール等を制作・提供する。

- ③ 量販店の売り場を活用した展開や、他企業とのコラボ等についても検討・実施する。

(3) 理解促進地域広報事業

指定団体が、地域の実情に即した広報活動（理解醸成活動、牛乳定着化事業、酪農教育ファーム活動の推進、酪農家に対する指定団体の役割等の啓発、酪農家等に対して行う生乳の特性や風味の安定した生乳生産に係る適切な飼養管理等に係る研修会・勉強会、不需要期において、通常、牛乳等を提供・販売していない場所に対して行う牛乳等無償提供の取り組み等）を実施できるよう、本会議より事業費の助成を行う。

コロナ禍での不需要期の対応として創設した「牛乳等不需要期需給対応事業」は予算額を縮小のうえ理解促進地域広報事業に統合するが、不測の事態に機動的に動けるような予算上の対応を図る。

(4) その他

上記の取組については、コロナ禍の感染拡大や経営環境が悪化する中で、停滞基調にある酪農家や地域段階での交流活動を活性化させるよう留意しつつ、指定団体等会員組織等と十分な連携の下に実施する。

4 酪農経営支援総合対策事業等

機構の令和7年度畜産業振興事業のうち、「中小酪農等対策事業」、「生乳流通体制合理化推進事業」、「生乳需要基盤確保事業」、「酪農経営災害緊急支援対策事業」に取り組み、地域の実情に応じた将来的な酪農生産基盤の維持並びに、暑熱対策等の需要期対応、指定団体の実施する生乳流通の更なる合理化支援を推進する。

また、6年度補正予算等により引き続き措置された「乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業」に取り組み、長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換により乳牛育成・導入費、飼料費等のコストや環境負荷の低減に資する持続的な酪農経営への移行を支援する。

5 情報の収集、提供及び機関紙の発行

(1) 情報の収集及び提供

以下の情報の収集・分析・蓄積及び提供を引き続き行う。

- ① 酪農経営の実態に係る情報
- ② 生乳の需給、価格、安全・安心の確保に係る情報

- ③ 酪農・指定団体等の制度に係る情報
- ④ 各指定団体の運営・集送乳合理化等の対応状況に係る情報
- ⑤ 海外の酪農経営・生乳流通及び関連施策に係る情報
- ⑥ その他、酪農経営、生乳取引に係る関連情報

(2) 機関紙の発行

本会議の事業等の実施状況や、酪農を取り巻く情勢、政策・制度に関する正確な情報について、指定団体及び会員県連・農協を対象とする『中酪情報』を継続発行するとともに、HPなどWEBを活用した情報提供の充実を図る。

令和7年度（第64年度）収支予算

（ 自 令和7年 4月 1 日から
至 令和8年 3月 3 1日まで ）

令和7年度収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(損益ベース)

(単位:千円)

会計単位	令和7年度予算	令和6年度予算	差
科目			
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1) 受取会費	113,346	113,281	65
2) 受取補助金等	0	8,132,533	▲ 8,132,533
3) 受取負担金	6,000	6,000	0
4) 受取賦課金	640,750	3,038,020	▲ 2,397,270
5) 雑収益	4,440	26,340	▲ 21,900
経常収益計	764,536	11,316,174	▲ 10,551,638
(2) 経常費用			
1) 事業費			
役員報酬	2,639	3,872	▲ 1,233
給料手当	29,076	85,025	▲ 55,949
臨時雇用賃金	13,392	16,758	▲ 3,366
退職給付引当費用	2,447	3,482	▲ 1,035
役員退任慰労金	400	587	▲ 187
退職給付引当金	2,047	2,895	▲ 848
福利厚生費	6,834	17,197	▲ 10,363
会議開催費	3,247	3,302	▲ 55
旅費	4,046	6,048	▲ 2,002
交通費	914	2,330	▲ 1,416
減価償却費	246	490	▲ 244
ソフトウェア	100	276	▲ 176
什器備品	146	214	▲ 68
賞与引当繰入額	1,005	2,487	▲ 1,482
賃借料	3,509	5,150	▲ 1,641
印刷製本費	4,242	5,222	▲ 980
通信運搬費	154	691	▲ 537
諸謝金	4,055	2,523	1,532
租税公課	12,060	12,080	▲ 20
支払助成金	64,249	10,446,479	▲ 10,382,230
研修会開催費	5,050	5,050	0
イベント開催・出展経費	12,880	18,420	▲ 5,540
調査費	13,082	3,082	10,000
委託費	107,867	87,461	20,406
海外調査費	4,530	1,530	3,000
啓発資料作成費	110	110	0
広報活動費	61,266	92,096	▲ 30,830
支援ツール制作	21,650	38,650	▲ 17,000
広告掲載費	54,000	97,260	▲ 43,260
保管費	5,336	5,336	0
支援システム・HP保守管理	58,204	61,851	▲ 3,647
調査分析費	40	225	▲ 185
地域活動費	174,000	204,000	▲ 30,000
雑費	0	750	▲ 750
事業費計	670,130	11,228,957	▲ 10,558,827

(単位:千円)

科目	会計単位	令和7年度予算	令和6年度予算	差
2)管理費				
役員報酬		10,561	9,328	1,233
給料手当		116,384	55,915	60,469
臨時雇用賃金		4,830	4,830	0
退職給付引当費用		9,793	8,388	1,405
役員退任慰労金		1,600	1,413	187
退職給付引当金		8,193	6,975	1,218
福利厚生費		27,356	16,993	10,363
会議開催費		3,318	2,218	1,100
旅費		2,500	2,500	0
交通費		3,656	2,240	1,416
通信運搬費		2,300	2,300	0
減価償却費		984	1,180	▲ 196
ソフトウェア		400	664	▲ 264
什器備品		584	516	68
消耗什器備品費		700	700	0
消耗品費		1,800	1,800	0
賞与引当繰入額		4,025	5,993	▲ 1,968
賃借料		14,051	12,410	1,641
印刷製本費		900	1,200	▲ 300
諸謝金		1,600	1,600	0
租税公課		200	300	▲ 100
支払負担金		1,060	1,700	▲ 640
雑費		1,600	1,600	0
調査費		2,540	2,600	▲ 60
渉外費		900	900	0
管理費計		211,058	136,695	74,363
経常費用計		881,188	11,365,652	▲ 10,484,464
当期経常増減額		▲ 116,652	▲ 49,478	▲ 67,174
2. 経常外増減の部		0	0	0
(1) 経常外収益		0	0	0
経常外収益計		0	0	0
(2) 経常外費用		0	0	0
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
他会計振替額		0	0	0
当期一般正味財産増減額		▲ 116,652	▲ 49,478	▲ 67,174
一般正味財産期首残高		543,243	592,721	▲ 49,478
一般正味財産期末残高		426,591	543,243	▲ 116,652
II. 指定正味財産増減の部				
1) 基金繰入額		0	0	0
2) 基金運用益		0	0	0
3) 預り補助金等運用益		0	0	0
4) 預り補助金等取崩額		0	0	0
5) 預り補助金等繰入額		0	0	0
6) 一般正味への振替		0	0	0
当期指定正味財産増減額		0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高		426,591	543,243	▲ 116,652

注: 借入限度額 60,000千円

令和7年度収支予算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(損益ベース)

(単位:千円)

会計単位	法人会計	国内需給・ 基盤安定化 対策事業 (旧一般)	計	広域生乳 流通合理化 事業 (一銭)	酪農・国産 牛乳乳製品 理解促進 広報事業	内部 取引	合計
科目							
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
1) 受取会費	105,966	7,380	113,346	0	0		113,346
2) 受取補助金等	0	0	0	0	0		0
3) 受取負担金	6,000	0	6,000	0	0		6,000
4) 受取賦課金	0	0	0	28,790	611,960		640,750
5) 雑収益	2,440	0	2,440	2,000	0		4,440
経常収益計	114,406	7,380	121,786	30,790	611,960	0	764,536
(2) 経常費用							
1) 事業費							
役員報酬		0	0	0	2,639		2,639
給料手当		0	0	0	29,076		29,076
臨時雇用賃金		0	0	4,000	9,392		13,392
退職給付引当費用		0	0	0	2,447		2,447
役員退任慰労金		0	0	0	400		400
退職給付引当金		0	0	0	2,047		2,047
福利厚生費		0	0	0	6,834		6,834
会議開催費		790	790	772	1,685		3,247
旅費		1,530	1,530	1,350	1,166		4,046
交通費		0	0	0	914		914
減価償却費		0	0	0	246		246
ソフトウェア		0	0	0	100		100
什器備品		0	0	0	146		146
賞与引当繰入額		0	0	0	1,005		1,005
賃借料		0	0	0	3,509		3,509
印刷製本費		1,350	1,350	2,012	880		4,242
通信運搬費		60	60	0	94		154
諸謝金		120	120	140	3,795		4,055
租税公課		0	0	0	12,060		12,060
支払助成金		0	0	13,434	50,815		64,249
研修会開催費		0	0	0	5,050		5,050
イベント開催・出展経費		0	0	0	12,880		12,880
調査費		0	0	36	13,046		13,082
委託費		2,000	2,000	207	105,660		107,867
海外調査費		1,530	1,530	0	3,000		4,530
啓発資料作成費		0	0	110	0		110
広報活動費		0	0	0	61,266		61,266
支援ソール制作		0	0	0	21,650		21,650
広告掲載費		0	0	0	54,000		54,000
保管費		0	0	0	5,336		5,336
支援システム・HP保守管理		0	0	8,729	49,475		58,204
調査分析費		0	0	0	40		40
地域活動費		0	0	0	174,000		174,000
事業費計	0	7,380	7,380	30,790	631,960	0	670,130

会計単位	法人会計	国内需給・ 基盤安定化 対策事業 (旧一般)	計	広域生乳 流通合理化 事業 (一銭)	酪農・国産 牛乳乳製品 理解促進 広報事業	内部 取引	合計
科目							
2)管理費							
役員報酬	10,561		10,561				10,561
給料手当	116,384		116,384				116,384
臨時雇用賃金	4,830		4,830				4,830
退職給付引当費用	9,793		9,793				9,793
役員退任慰労金	1,600		1,600				1,600
退職給付引当金	8,193		8,193				8,193
福利厚生費	27,356		27,356				27,356
会議開催費	3,318		3,318				3,318
旅費	2,500		2,500				2,500
交通費	3,656		3,656				3,656
通信運搬費	2,300		2,300				2,300
減価償却費	984		984				984
ソフトウェア	400		400				400
什器備品	584		584				584
消耗什器備品費	700		700				700
消耗品費	1,800		1,800				1,800
賞与引当繰入額	4,025		4,025				4,025
賃借料	14,051		14,051				14,051
印刷製本費	900		900				900
諸謝金	1,600		1,600				1,600
租税公課	200		200				200
支払負担金	1,060		1,060				1,060
雑費	1,600		1,600				1,600
調査費	2,540		2,540				2,540
渉外費	900		900				900
管理費計	211,058	0	211,058	0	0	0	211,058
経常費用計	211,058	7,380	218,438	30,790	631,960	0	881,188
当期経常増減額	▲ 96,652	0	▲ 96,652	0	▲ 20,000	0	▲ 116,652
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	0	0	0		0		0
経常外収益計	0	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0		0		0
当期経常外増減額	0	0	0		0	0	0
他会計振替額	0	0	0		0		0
当期一般正味財産増減額	▲ 96,652	0	▲ 96,652		▲ 20,000	0	▲ 116,652
一般正味財産期首残高	420,093	0	420,093		123,150		543,243
一般正味財産期末残高	323,441	0	323,441		103,150	0	426,591
II. 指定正味財産増減の部							
1) 基金繰入額	0	0	0		0		0
2) 基金運用益	0	0	0		0		0
3) 一般正味への振替	0	0	0		0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0		0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0		0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0		0	0	0
III 正味財産期末残高	323,441	0	323,441		103,150	0	426,591

注: 借入限度額 60,000千円

【参考】

酪農乳業需給変動対策特別事業 収支予算

1. 収入の部

(千円)

項目	令和7年度	前年度	比較増減	摘要
酪農乳業需給変動対策特別事業賦課金	1,013,940	0	1,013,940	15銭/kg
収入合計	1,013,940	0	1,013,940	

2. 支出の部

(千円)

項目	令和7年度	前年度	比較増減	摘要
	0	0	0	
収入合計	0	0	0	

3. 年度明細

(千円)

年度	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
令和7年度	0	1,013,940	0	1,013,940	

中央会員別会費の額及び徴収方法

1 会員別会費の額

単位 千円

会 員 名	会費の額
一般社団法人全国農業協同組合中央会	1,156
全国農業協同組合連合会	9,248
全国酪農業協同組合連合会	5,510
全国開拓農業協同組合連合会	698
農 林 中 央 金 庫	5,436
全国共済農業協同組合連合会	4,288
合 計	26,336

2 徴収方法

会費の額を二分して6月末日並びに12月末日までに納入願うものとする。

地方会員別会費の額及び徴収方法

1 会員別の会費の額

単位 千円

指定団体	会費の額	算出基礎				乳量金額
		均等割金額			小 計	
		一律分	都府県割			
北海道	33,243	2,500	—	2,500	30,743	
東北	7,525	2,500	1,500	4,000	3,525	
関東	12,689	2,500	2,250	4,750	7,939	
北陸	4,000	2,500	1,000	3,500	500	
東海	5,746	2,500	1,000	3,500	2,246	
近畿	5,070	2,500	1,500	4,000	1,070	
中国	5,985	2,500	1,250	3,750	2,235	
四国	4,283	2,500	1,000	3,500	783	
九州	8,469	2,500	1,750	4,250	4,219	
合計	87,010	22,500	11,250	33,750	53,260	

2 徴収方法

会費の額を二分して6月末日並びに12月末日までに納入願うものとする。